

海上幕僚長 殿

防衛事務次官

遠洋練習航海中に部外者との運動競技により発生した災害に関する公務上外認定の取り扱いについて（通達）

標記について、遠隔地という特殊性を考慮し特に公務上外の認定の迅速化及び事務処理の円滑化を図るため、下記の要件を満足する災害については、公務上の災害として取り扱うよう通達する。

記

- 1 あらかじめ計画されたものであること。
- 2 練習艦隊司令官の文書による命令によつて実施されたものであること。
- 3 体育訓練の種目等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第82号）の別表に定める種目であること。
- 4 指導官の指導の下に実施されたものであること。